

様式3

林業事業体名簿

登録番号	登録年月日 (登録情報の変更年月日)	商号又は名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地	電話番号	認定事業主
051717	平成30年3月30日 ()	横手市森林組合	代表理事組合長 備前 雄一	横手市山内土淵字小目倉沢 34-8	0182-53-2281	有

注：「認定事業主」とは、「林業労働力の確保の促進に関する法律」第5条第1項に基づき、雇用管理の改善及び事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての計画を作成し、都道府県知事の認定を受けた事業主のこと

1. 雇用の状況

現状（登録時） **H29.6.26 改善措置実施状況報告 改善計画より目標は平成33年度**

林業現場作業職員（うち常用）	事務系等職員数（うち常用）	雇用管理者の選任の有無	雇用に関する文書交付の有無	社会・労働保険等への加入状況					
				労災保険	労災保険料率	雇用保険	健康保険	厚生年金保険	退職金共済等
人 15 (9)	人 13 (13)	有	有	人 28	% 6	人 28	人 28	人 28	人 22
登録情報の変更時点の状況（ 年 月 日）									

5年後の目標 (H33) （うち常用）
人 32 ()

※職員数のうち常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。）をいう。

※退職金共済等には、中小企業退職金共済制度、林業退職金共済制度のほか、都道府県独自の制度や任意積立金等を含めて記載すること。

注1 「雇用管理者」とは、「林業労働力の確保の促進に関する法律」第30条第1項及び厚生労働省令に基づき、森林施業を行う事業所ごとに、林業労働者の募集、雇入れ及び配置、教育訓練その他雇用管理に関する事項を管理するため選任された者のこと。

注2 「雇用に関する文書」とは、「林業労働力の確保の促進に関する法律」第31条及び厚生労働省令に基づき、事業主が林業労働者を雇い入れたとき、事業主が林業労働者に対して交付する、当該事業主の氏名又は名称、事業所の名称及び所在地、雇用期間、従事すべき内容等に関する事項を明らかにした文書のこと。

様式3

2. 技術者・技能者の数

技術者・技能者数										
フォレストワーカー	フォレストリーダー	フォレストマネージャー	森林施業プランナー	森林作業道作設オペレーター	技術士	技能士	林業技士	フォレスター(森林総合監理士)	ニューグリーンマイスター	秋田県林業技術管理士
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
8			7	1			10		11	1

注1 フォレストワーカー（林業作業士）、フォレストリーダー（現場管理責任者）、フォレストマネージャー（統括現場管理責任者）とは、「研修修了者に係る登録制度の運用について（平成10年4月1日付け10林野組第36号林野庁長官通知）」に基づき、林業労働力確保支援センター等が実施する研修を修了し、農林水産省が備える研修修了者名簿に登録された者のこと。

注2 森林施業プランナーとは森林施業プランナー育成のための研修を受講し、森林施業プランナー協会で認定された者のこと。

注3 森林作業道作設オペレーターとは、森林作業道作設オペレーター養成のための国または県の研修を受講するなどして、丈夫で簡易な作業道を作設する能力を有する者のこと。

注4 技術士とは、技術士法に基づく技術士（技術士補を含む。）のこと。

注5 技能士とは、職業能力開発促進法に基づく技能士（技能士補を含む。）のこと。

注6 林業技士とは、（一社）日本森林技術協会の認定する林業技術士のこと。

注7 フォレスター（森林総合監理士）とは、森林法に基づく林業普及指導員資格試験の地域総合監理の区分に合格した者のこと。

注8 ニューグリーンマイスターは秋田県の認定を受けた者。

注9 秋田県林業技術管理士とは、秋田県林業トップランナー養成研修（秋田林業大学校）を修了し、秋田県の認定を受けている者。

3. 林業機械の保有状況

現状（登録時）										
グラブ	プロセッサ	ハーベスタ	フォワーダ	スイングヤード	フェーバンチャ	スキッド	タローヤード	バケット付グラブ	林内作業車	その他
(台)	(台)	(台)	(台)	(台)	(台)	(台)	(台)	(台)	(台)	(台)
2	1	2	1					1		1
登録情報の変更時点の状況（ 年 月 日）										
5年後の目標(H33)										
3	1	2	1					1		

※1年を超える契約のリース機械を含み、レンタル機械については含まないこととする。

様式3

4. 事業量等

実績（事業期間 H29年4月1日～30年3月31日）													
	素材生産						造林事業			左記以外 の林業の 事業量	事業区域	素材生産の請 負がある場合 は、主な業者 名を記載	造林の請負 がある場合 は、主な業者 名を記載
	主伐			間伐			植付 ha	下刈り ha	その他				
	面積 ha	材積 m ³	生産性 m ³ /人日	面積 ha	材積 m ³	生産性 m ³ /人日							
直営	4.07	393	7.6	18.75	1,501	6.6					横手市	佐々木林業	高橋林業
請負	143.85	16,479		164.41	8,782		9.36	48.62	18.06				
合計	147.92	16,872		183.16	10,283		9.36	48.62	18.06	800m			

登録情報の変更時点の状況（事業期間 年 月 日）

直営											県 市（町、村）		
請負													
合計													

5年後の目標(H33)（事業期間 H33年4月1日～34年3月31日）

	素材生産						造林事業			左記以外 の林業の 事業量	事業区域	素材生産の請 負がある場合 は、主な業者 名を記載	造林の請負 がある場合 は、主な業者 名を記載
	主伐			間伐			植付 ha	下刈り ha	その他				
	面積 ha	材積 m ³	生産性 m ³ /人日	面積 ha	材積 m ³	生産性 m ³ /人日							
直営			7.8			9.0					横手市	佐々木林業	高橋林業
請負													
合計		7,000			22,000		10	80	300				

※ 事業実績の期間は、登録申請をしようとする年の前年とすること。ただし、前年に実績がない場合は、登録しようとする年の1月1日から登録申請日までの期間とする。

※ 「直営」とは、事業主自身又は直接雇用する現場作業職員により実施したものをいう（以下、「直営施業」という。）。

※ 「請負」とは、他者への請負により実施したものをいう。

様式3

- ※ 素材生産量は丸太材積とすること。
- ※ 生産性には、直営により実施したものについて記載すること。
- ※ 造林事業量のうちその他には、除伐、枝打ち等保育作業について記載すること。
- ※ 「左記以外の林業の事業量」の欄には、森林作業道の開設・改良、山林種苗の生産等について記載すること。

5. 主伐後の再造林の確保

(1) 主伐及び主伐後の再造林の一体的な実施主体	有して	今後整備	(2) 適切な更新	取り組ん	今後取り
・主伐と再造林の両方を直営施業又は他者への請負により実施する体制	いる	する	・自己の所有する森林の主伐にあつては、主伐後の適切な更新の実施	でいる	組む
・連携する他の林業経営体と一体的に実施する体制 (連携相手等の名称：)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・他者の所有する森林の主伐にあつては、事前に森林所有者等に対する適切な更新の働きかけ	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
※上記4で、主伐又は植付の事業量の目標がある場合、該当する項目にチェック。			※上記4で、主伐又は植付の事業量の目標がある場合、該当する項目にチェック。		

6. 生産管理の取組

	取り組ん	今後取り
	でいる	組む
・作業日誌の作成・分析による進捗管理・工程の見直し	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> (3年後)
・作業システムの改善	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> (年後)
・その他		

※上記4で、主伐又は植付の事業量の目標がある場合、該当する項目にチェック。

※「今後取り組む」欄は、現在取り組んでいないが、5年以内に取り組む意向を有する場合にチェックし、何年後に取り組む予定かを記載。

7. 原木の安定供給・流通合理化等の取組

	取り組ん	今後取り
	でいる	組む
・製材工場等需要者との直接的な取引 (取引先名 三又製材・打川製材)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> (年後)
・取りまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷 (取りまとめ機関 県森連)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> (年後)
・その他		

※生産した木材を自ら販売している(今後販売する)場合。該当する項目にチェック。

※「今後取り組む」には現在取り組んでいないが、5年以内に取り組む意向を有する場合にチェック。

様式3

8. 造林・保育の省力化・低コスト化の取組	取り組ん でいる	今後取り 組む
・伐採と造林の一貫作業システムの導入	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> (年後)
・コンテナ苗の使用	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> (年後)
・低密度植栽	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> (3年後)
・下刈りの省略	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> (3年後)
・その他 []		

※造林・保育を行っている場合、該当する項目にチェック。
 ※「今後取り組む」には、現在取り組んでいないが、5年以内に取り組む意向を有する場合にチェックし、何年後に取り組む予定かを記載。

10. 雇用管理の改善の取組	取り組ん でいる	今後取り 組む
・現場作業員の常用化	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・現場作業職員に月給制の導入	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・計画的な研修実施などの教育訓練の充実	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・現場作業職員の社会・労働保険、退職共済金等への加入	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・その他 []		

※該当する項目にチェック。
 ※「今後取り組む」には、現在取り組んでいないが、5年以内に取り組む意向を有する場合にチェック。

9. 伐採・造林に関する行動規範の策定等	策定・ 遵守済	策定・ 遵守予定
・経営体独自の行動規範の策定	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> (5年後)
・所属する業界団体等による行動規範を策定 (策定主体：)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> (5年後)
・都道府県、市町村等行政の策定したガイドラインの 遵守 (策定主体：)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> (5年後)
・その他 []		

※素材生産又は造林・保育を行っている場合、該当する項目にチェック。
 ※「今後取り組む」には、現在取り組んでいないが、5年以内に取り組む意向を有する場合にチェックし、何年後に取り組む予定かを記載。

11. 労働安全対策等の取組	取り組ん でいる	今後取り 組む
・リスクアセスメント	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・防護具等の着用徹底	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・作業現場の安全巡回	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・専門家による安全診断・指導	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・その他 []		

※該当する項目にチェック。
 ※「今後取り組む」には、現在取り組んでいないが、5年以内に取り組む意向を有する場合にチェック。

様式3

12. 事業成績評定等の結果

実施事業の成績評定等結果						
区分	国有林 野事業	民有林森林整備関係委託事業				
			治山 (保安林)	森林病虫害	県営林・公 社保育	市町村 発注
評定件数	1 件	受託件数		4	3	8
最高点	83 点					
最低点	83 点	その他				
平均	83 点	(下請け等)				

※国有林野事業における実施事業の成績評定結果とは、国有林野事業で実施される「事業成績評定」の結果を記入すること。

※実施事業の成績評定等結果の対象期間は事業実績の事業期間に準じる。

※県営林・公社 保育には作業道開設・改良を含む。

13. 新たな森林管理システムにおいて林業経営を受託する意思の有無

有 無
 ・林業経営を受託する意思

都道府県知事が定める情報
例：地域への貢献（国土緑化への貢献、防災活動、ボランティア活動等）表彰実績、経営の健全性（FSC 森林認証、SGEC「緑の循環」認証、ISO 取得状況、実践体制基礎評価）、指名停止処分等の状況等

注 実践体制基礎評価とは、林野庁補助事業「森林施業プランナー育成対策事業」実施要領に基づいて、提案型集約化施業（以下「提案型施業」という。）に取り組む林業事業者について、提案型施業を実施する体制が構築されているかを公正・中立な外部機関が評価する仕組みをいう。